

正
本

準備的
第 8 回 口頭弁論 陳述
の 弁論準備



平成 19 年 (ワ) 第 14582 号
原告 ウェイン・マイケル・ダグラス
被告 [Redacted] クリニックこと [Redacted]



請求の変更申立書 (請求の拡張)

東京地方裁判所民事第 3 4 部合議甲 A 係 御中

平成 20 年 9 月 25 日

原告訴訟代理人弁護士 [Redacted]

同 [Redacted]

頭書の件について、原告は、次の通り、請求の拡張をする。

第 1 拡張後の請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、各自金 3092 万 8848 円及び金 2535 万 0650 円に対する平成 18 年 3 月 25 日より平成 20 年 9 月 25 日まで及び金 3092 万 8848 円に対する平成 20 年 9 月 26 日より支払済まで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告らの負担とする。
との裁判及び仮執行の宣言を求める。

第 2 請求の拡張の原因

1 緒言

今回、請求を拡張する理由は、損害額が拡大、解釈の見直しがあったためである。

まず、積極損害 (訴状第 2, 1 (3) ア [29 頁] 以下) につい

貼用印紙	15,000円
了 券	円
備 考	

ては裏付資料の発見や、訴訟追行による損害の拡大があったため、追加するものである。

次に、消極損害（訴状第2，1（3）イ〔31頁〕以下）については、症状固定後の基礎収入の見直しに伴うものである。（なお、変更したものについては変更後の価格に下線を付した。）

2 積極損害について [3061075円 → 116万8023円]（訴状第2，1（3）ア〔29頁〕以下）

(1) 治療等関係費 [20万0251円]（変更なし）

(2) 帰国費用 [51万7120円 → 82万8652円]

ア 帰国費用 [51万7120円]（変更なし）

イ 再帰国費用 [15万3660円]（甲C14の1）

平成19年10月7日、本件後遺症のため再び職を遂行できなくなり、帰国を余儀なくされた。その際の、再帰国費用として15万3660円が生じた。

ウ 尋問のための来日費用 [15万7872円]（甲C14の2）

本件尋問のために再来日し、航空機代2428.80ニュージーランドドル（日本円換算15万7872円）がかかった（甲C14の2）。

(3) 損害賠償請求関係費用 [3万9100円 → 13万9120円] [別表]

(甲C15の1乃至、16の1乃至)

弁護士との打ち合わせのために自宅と弁護士事務所とを往復したり、宿泊したり、診断書を請求したりした費用である。

複雑であるため別表にした。なお、証拠の裏付けのない部分については、請求するものではない。

(4) 弁護士費用 [230万4604円 → 0円]

弁護士費用については請求しない。

(5) 小計 [3061075円 → 116万8023円]

以上、(1)乃至(4)を合計して、116万8023円となる。

3 消極損害について [1776万9575円 → 2524万0825円] (訴状第2, 1(3)イ [31頁] 以下)

(1) 原告の基礎収入について

従前、原告の基礎収入については、原告が就業していた財団法人埼玉県国際交流協会における、原告の年収(税込360万円、甲C3号証の4頁目の第4条参照。)を基礎としていた。このことは現実の収入減少に対する補償である休業損害にはよく妥当するものである。

しかしながら、症状固定後の得べかりし利益の逸失たる逸失利益については、将来全く昇給がないと仮定して事故時の収入を基礎にするというのは非現実的である。平均賃金を得られる蓋然性があれば、全年齢平均年収を基礎とすべきである。

例えば、東京地裁平成10年(ワ)第17974号事件(交通事故民事裁判例集37巻1号239頁)において同事件の原告は、

① 大学を中退した後から西ドイツ証券株式会社に採用されるまでの間、稼働実績がなく

② 原告が30歳であった平成八年度の年収額は444万3400円であり、同学歴・同年代男子の賃金センサス平均年収521万8100円よりも非常に低かった

にもかかわらず、定期昇給等により年収が増加することが十分

予想されることから、賃金センサス高卒全年齢平均年収の539万0600円を取得する蓋然性があるものと認められ、同額を逸失利益の基礎収入としているのである。

本件原告は、

- ① もともと、ニュージーランドでは就業していたもので、原告が28歳であった平成6年に名古屋の英会話学校で勤務し始めたのを皮切りに、日本でも就業しているなど、豊富な稼働実績があり、事実、事故がなければ財団法人埼玉県国際交流協会で勤務し続ける予定であり（甲C3号証）、勤続に伴う昇給の見込みがあった。しかも、当時は現在と異なって日本語を自由自在に操る外国人は希少価値があったため、なおさらであった。
- ② 年収額も原告が34歳であった平成12年当時の年収は、360万円であり、これは原告と同学歴である大卒・同年代男子の賃金センサス平均年収577万5200円を下回るが、これは原告がいろいろな道を模索していたため、腰を落ち着けて経験を積むまでは給与を低く抑えられていたものである。原告の母国であるニュージーランドでは、30代半ばからキャリアを固定するのが通常であって、事故後、原告が腰を落ち着けて一社で勤続し、昇給する蓋然性は十分に存在した。
- ③ 原告は、優秀な日本語の能力をもち（甲C17の1, 2）、大学で専門の日本文化を知るための教育を受けてきたものである（甲C18）。その能力は、日本語能力のみ

ならず、コミュニケーション能力など仕事を遂行する上で必要な能力全般につき高く評価されていた（甲C19）。

実際、先立つ平成年、北方町役場に勤務期間中、宮崎県庁・国際交流課より自治体国際課協会のJETプログラムのコーディネーター（甲C20の1）への推薦を受けたこともある（甲C20の2）。（同所での収入は年収660万円であった。但し、採用にまでは至らなかった。）

このように優秀な能力をもつ原告が、平均年収を取得に至る蓋然性は十分にあった。

(2) 休業損害 [912万8225円] (変更なし)

(3) 後遺症による逸失利益 [864万1350円 → 1611万2600円]

ア 基礎収入額は、平成12年の大卒全年齢平均年収で考えるべきであるため、671万2600円となる。

イ 労働喪失率について（15パーセント [変更なし]）

基礎収入額671万2600円×労働能力喪失率15%×16.0025 = 1611万2757円が後遺症による逸失利益である。

(4) 小計 [1776万9575円 → 2524万0825円]

以上、(1)乃至(3)を合計して、2524万0825円となる。

4 慰謝料 [452万円] (変更なし)

第3 結論

以上より、原告の損害額は、金3092万8848円となるので、原告は、被告被告らに対し、本申立書第1記載の通りの請求をする。

以上

(別紙) [証拠のない部分については請求していない]

A. 調停への交通費

日付	摘要	金額	証拠
第1回 平成18年 03月24日	岡谷 → 新宿 (乗車券)	3,570円	
	岡谷 → 新宿 (特急券)	2,310円	
	新宿 → 岡谷 (乗車券)	3,570円	
	新宿 → 岡谷 (特急券)	2,310円	
第2回 平成18年 04月13日	岡谷 → 新宿 (乗車券)	3,570円	
	岡谷 → 新宿 (特急券)	2,310円	甲C9の1
	新宿 → 岡谷 (乗車券)	3,570円	
	新宿 → 岡谷 (特急券)	2,310円	甲C9の2
第3回 平成18年 05月26日	岡谷 → 新宿 (乗車券)	3,570円	
	岡谷 → 新宿 (特急券)	2,310円	
	新宿 → 岡谷 (乗車券)	3,570円	
	新宿 → 岡谷 (特急券)	2,310円	
第4回 平成18年 07月20日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の1
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	甲C15の2
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	
第5回 平成18年 09月26日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の3
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	
第6回 平成18年	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	

11月14日	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	
第7回 平成18年	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の4
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
12月12日	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	甲C15の5の1
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	甲C15の5の2
	東京宿泊代 (旅館福田屋)	5,000円	甲C15の6
第8回 平成19年	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の7
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
01月30日	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	甲C15の8
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	
第9回 平成19年	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の9
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
04月10日	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	甲C15の10
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	

B. 法テラスへの交通費

日付	摘要	金額	証拠
平成18年 05月10日	岡谷 → 新宿 (乗車券)	3,570円	甲C9の3
	岡谷 → 新宿 (特急券)	2,310円	
	新宿 → 岡谷 (乗車券)	3,570円	
	新宿 → 岡谷 (特急券)	2,310円	
平成19年 04月25日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の11の1
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	甲C15の11の2
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	甲C15の12の1
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	甲C15の12の2 甲C15の12の3

C. [redacted] 病院への交通費

日付	摘要	金額	証拠
平成17年 05月02日 (カルテ開示)	岡谷 → 新宿 (乗車券)	3,570円	
	岡谷 → 新宿 (特急券)	2,310円	
	新宿 → 岡谷 (乗車券)	3,570円	
	新宿 → 岡谷 (特急券)	2,310円	

D. 弁護士事務所への交通費

日付	摘要	金額	証拠
平成18年 05月23日	岡谷 → 新宿 (乗車券)	3,570円	
	岡谷 → 新宿 (特急券)	2,310円	
	新宿 → 岡谷 (乗車券)	3,570円	
	新宿 → 岡谷 (特急券)	2,310円	
平成18年 07月14日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	
平成19年 05月14日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の13
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	甲C15の14
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	
平成19年 05月29日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C15の15
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	甲C15の16
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	甲C15の17
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	甲C15の18
平成19年 06月29日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	
平成19年 10月04日	郡山 → 東京 (乗車券)	3,890円	甲C15の19
	郡山 → 東京 (特急券)	3,570円	
	東京 → 郡山 (乗車・特急券)	7,460円	

E. [redacted] 病院への交通費

日付	摘要	金額	証拠
平成18年 08月28日	新白河 → 東京 (乗車券)	3,260円	甲C9の8
	新白河 → 東京 (特急券)	2,720円	
	新宿 → 茅野 (乗車券)	3,570円	
	新宿 → 茅野 (特急券)	2,310円	
	茅野 → 立川 (乗車券)	2,520円	甲C9の6
	茅野 → 八王子 (特急券)	1,780円	甲C9の7
	立川宿泊代 (Regent Hotel)	7,560円	甲C9の9
	東京 → 新白河 (乗車券)	3,260円	
	東京 → 新白河 (特急券)	2,720円	

F. ニュージーランドからの郵送料 (\$NZ 105.70) (6870円)

日付	郵送料	内容 (甲証号)	証拠
平成20年 1月9日	\$NZ 26.90	テーハール医師書簡 (甲A19) ジャドスン医師書簡 (甲A8, 13, 16) エドワード・タウ 書簡 (甲A20) マリアン・バーンズ書簡 (甲A21)	甲C16の1
平成20年 1月17日	\$NZ 25.00	原告陳述書 (甲A22) [redacted]	甲C16の2
平成20年 2月22日	\$NZ 26.90	原告陳述書の表紙 (住所訂正) (甲A22)	甲C16の3
平成20年 4月24日	\$NZ 26.90	ジャドスン医師・意見書 (甲A23)	甲C16の4